

特別養護老人ホーム いちいの園
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 恵和福祉会
特別養護老人ホームいちいの園

指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

あなたに対する介護サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1事業者

法人名	社会福祉法人 恵和福祉会		
代表者氏名	理事長 西澤 寛俊		
法人所在地	網走郡美幌町字稲美105番地の7		
電話番号	0152-73-1215	FAX番号	0152-73-1217
設立年月日	平成18年8月21日		

2ご利用施設

施設の名所	社会福祉法人 恵和福祉会 特別養護老人ホームいちいの園		
施設長名	谷口 則幸		
施設所在地	網走郡津別町字共和25番地1		
電話番号	0152-76-3205	FAX番号	0152-76-3501
指定年月日	平成26年3月7日		

3ご利用施設であわせて実施する事業（居宅サービス）

事業の種類	指定年月日	1日あたり利用定員
（介護予防）短期入所生活介護	平成26年3月7日	10人

4事業の目的と運営方針

目的	指定介護老人福祉施設いちいの園は介護保険法令の定めるところにより、指定を受けた当施設において、適切に各種サービスを提供します。
運営方針	- 当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目指します。 - 当施設は、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、その方の立場に立った施設サービスを提供するとともに、明るく家庭的な雰囲気をも有し地域や家庭との結び付きを重視し運営を行います。 - 施設は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供機関と密接に連携し運営にあたります。

5施設の概要

敷地		20,437.20㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
	延べ床面積	1,791.79㎡
	利用定員	50名

(1) 居室

種類	室数	面積	1人あたり面積
2人部屋	6室	17.70㎡	8.85㎡
4人部屋	12室	33.04㎡	8.26㎡

(2) 主な設備

種類	数	面積	備考
食堂	1箇所	72.79㎡	
機能回復訓練室	1箇所	42.66㎡	
一般・中間・特殊浴室	1箇所	91.00㎡	脱衣室を含む
医務室	1箇所	17.92㎡	
看護師室	1箇所	15.00㎡	
静養室	1箇所	20.92㎡	

(3) 防災設備

設備名	箇所数等
スプリンクラー	あり
自動火災報知器	あり
誘導灯	あり
ガス漏れ報知器	あり
防火扉	あり

設備名	箇所数等
屋内消火栓	あり
非常通報装置	あり
漏電火災報知機	あり
非常用電源	あり

※カーテンや寝具は、防災性能のあるものを使用しています。

6職員体制（主たる職員）

職名	員数	配置基準	備考
施設長	1名以上	1名	短期入所事業所 施設長兼務
事務員	1名以上		短期入所兼務
生活相談員	1名以上	1名	介護支援専門員兼務 短期入所兼務
介護支援専門員	1名以上	1名	生活相談員兼務 短期入所兼務
管理栄養士	1名以上	1名	短期入所兼務
介護職員	16名以上	16名	短期入所兼務
看護職員	2名以上	2名	短期入所兼務 うち1名機能訓練指導員兼務
機能訓練指導員	1名以上	1名	看護師兼務
労務員	1名以上		介護補助 洗濯業務
嘱託医師	1名以上		
主たる職員については、上記の配置基準の員数最低限の配置数とします。			

7職員の勤務体制

職 種	勤務体制	休日等
施設長	平日　　8：45　～　17：15	4週8休
事務員		
生活相談員		
介護支援専門員		
管理栄養士		
介護職員		
	日A　　　8：45　～　17：15	
	日B　　　9：30　～　18：00	
	遅番　　　11：30　～　20：00	
	夜勤　　　16：30　～	
	明け　　　～　9：30	
看護職員	早番　　　7：00　～　15：30	
	日勤　　　9：30　～　17：30	
機能訓練指導員	・ 日常動作訓練は看護職員等が随時行います。	
嘱託医師	・ 週1回、嘱託医師が入所者ひとりひとりを回診します。	

8施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

サービス種類	内 容
食事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 食事時間 朝食 8：00～8：45 昼食 12：00～12：45 夕食 17：00～17：45
排せつ	・入所者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
入浴	・週2回の入浴を行います。 ・体調不良等の理由により入浴できない場合は、清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴や中間浴も可能です。
離床 着替え 整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎日の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行えるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回行います。寝具が汚れた場合にはその都度清潔なものと交換します。
機能訓練	・機能訓練指導によって、入所者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう図ります。
健康管理	・嘱託医師により、週1回診察日（往診日）を設けて健康管理に努めます。また、緊急の対応が必要な場合には、かかりつけ医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者が協力医療機関以外の医療機関に通院する場合、その介添えについて配慮します。 （いちいの園 協力医療機関及び嘱託医師） 協力医療機関 丸玉産業（株）津別病院 嘱託医師 日下貴文医師 門馬京子医師 診療科目 内科・外科・歯科
相談及び 生活支援	・当施設は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。 相談窓口 生活相談員及び介護支援専門員

サービス種類	内 容
社会生活上の便宜	・当施設では、テレビ、新聞等必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション、クラブ活動、行事を実施します。 ・行政機関に対する申請等の手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては当施設はが次の項目について代行します。 ①施設サービス利用者負担金、各種税金及び各種使用料、手数料の支払い等事務手続きに関すること。 ②公共機関への申請及び調査等の事務手続きに関すること。 ③預貯金の保管及び公共機関への申請に伴う郵便物等の開封に関すること。 ④印鑑の保管及び使用に関すること。 ⑤公的年金の現況届の提出、振込先金融機関の変更 ⑥健康保険証、各種医療受給者証、老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証等の保管及び申請等の事務手続きに関すること。 ⑦介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証等の保管及び申請等の事務手続きに関すること。 ⑧身体障害者手帳及び療育手帳の保管及び各種サービスの受給等の事務手続きに関すること。 ⑨その他

(2) 介護保険給付外サービス

サービス種類	内 容
日常生活品の購入代行	・入所者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用頂けます。ご利用の場合は、やむを得ない場合を除き3日前までにお申し込み下さい。 担当者 生活相談員
理容	・町内理髪店の出張による理容サービスをご希望によりご利用頂けます。ご希望の際は職員にお申し付け下さい。
金銭管理	・自ら金銭の管理が困難な場合は、入所者あるいはご家族の依頼（申請）により「金銭管理サービス」をご利用頂けます。 ①管理のご依頼のあった預貯金通帳及び印鑑を施設で管理します。（原則ひとつ） ②保管は、通帳を大金庫に、印鑑を小金庫に保管します。 ③保管管理者は、通帳を施設長が、印鑑を生活相談員がそれぞれ管理します。 ④管理手数料は、月額1,000円です。 ⑤預貯金の出納記録は、ご本人あるいはご家族の求めにいつでも提示する他、定期的に依頼者にお知らせします。

9利用料

(1) 法定給付

施設介護サービス

法定代理受領の場合	施設介護サービス費の1割分	施設介護サービス費の2割分	施設介護サービス費の3割分
要介護1	589円	1,178円	1,767円
要介護2	659円	1,318円	1,977円
要介護3	732円	1,464円	2,196円
要介護4	802円	1,604円	2,406円
要介護5	871円	1,742円	2,613円

(2) 居住費及び食費

- ① 居住費は、1日915円をお支払い頂きます。但し、保険者が発行する「介護保険負担限度額認定証」の提示のあった方は、負担限度額が適用されます。なお加算期間中については、居住費もご負担いただきます。

居住費

居室の種別：多床室（相部屋）

区分	負担限度額	基準費用額	補足給付
第1段階	1日 0円	1日 915円	1日 915円
第2段階	1日 430円	1日 915円	1日 485円
第3段階	1日 430円	1日 915円	1日 485円
第4段階	※限度額はありませんので1日 915円を負担して頂きます。		

- ② 食費は、1日1,500円をお支払い頂きます。但し、保険者が発行する「介護保険負担限度額認定証」の提示のあった方は、負担限度額が適用されます。

区分	負担限度額	基準費用額	補足給付
第1段階	1日 300円	1日 1,500円	1日 1,200円
第2段階	1日 390円	1日 1,500円	1日 1,110円
第3段階(1)	1日 650円	1日 1,500円	1日 850円
第3段階(2)	1日 1,360円	1日 1,500円	1日 140円
第4段階	※限度額はありませんので1日1,500円を負担して頂きます。		

※食費標準費用額内訳 朝食 388円 昼食 563円 夕食 549円

上記区分に該当する方は次のとおりです。（課税年金とは、遺族年金と障害年金以外の年金です。）

区分	対象者
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等（※）80万円以下の方
第3段階(1)	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等 80万円超120万円以下の方
第3段階(2)	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等 120万円超の方
第4段階	・上記以外の方

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

(3) 各種加算

本人負担額：1割負担 (2割負担) 【3割負担】

加算項目	加算額	加算要件等
安全対策体制加算	20円／入所時 (40円) 【60円】	外部の研修を受けた担当者を置いて安全対策に組織的に取り組む体制を整備していること。
日常生活継続支援加算Ⅰ	36円／日 (72円) 【108円】	入所者数のうち要介護区分が要介護4又は要介護5の者の数が70%以上又は日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数が65%以上いることに対する加算（但し、いずれの要件にも該当しない場合は、別途サービス体制強化加算に振替えられる）
看護体制加算Ⅰ（イ）	6円／日 (12円) 【18円】	常勤の看護師を1名以上配置していることに対する加算
看護体制加算Ⅱ（イ）	13円／日 (26円) 【39円】	厚生労働大臣が定める看護師の配置基準より1名以上多く配置。施設又は医療機関と24時間体制で連絡体制を確保している場合。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	13円／日 (26円) 【39円】	深夜の時間のみならず、特に介護量が増加する朝食、夕食及びその前後の時間帯を含む夜勤時間帯において人員配置基準より1人以上多く看護・介護職員を配置されていること。
夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ	16円／日 (32円) 【48円】	上記内容に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引の実施が出来る介護職員を配置している事。
生活機能向上連携加算Ⅰ	100円／3月 (200円) 【300円】	訪問リハ・通所リハを実施している事業所又はリハビリを実施している医療提供施設の理学療法士等、医師からの助言を受ける事が出来る体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等する。理学療法士等や医師は、サービス提供の場合またはICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行う。
生活機能向上連携加算Ⅱ	200円／月 (400円) 【600円】	訪問リハ・通所リハを実施している事業所又はリハビリを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が当該施設を訪問し、当該施設の職員と共同で個別訓練機能計画を作成し当該施設の職員が協働して機能訓練を実施。
排せつ支援加算	100円／月 (200円) 【300円】	排せつ障害の為、排泄に介護を要する入居者様に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、計画に基づき支援した場合。
療養食加算 イ	6円／食 (12円) 【18円】	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、疾病治療の直接の手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食(特別な場合の検査食)の提供
初期加算	30円／日 (60円) 【90円】	新規で入所された方に対する加算（入所日から30日間以内に限り）・30日の期間中の入院や外泊については控除されます。・入所3ヶ月前までにいちいの苑の短期入所を利用した場合を除きます。但し、自立度判定基準でⅢ、Ⅳ、M該当の方は1ヶ月前となります。
外泊時加算	246円/日 (492円) 【738円】	入所者が、入院及び外泊した場合の加算（1ヶ月に6日を限度） ・入院日、退院日、外泊した日、施設に戻られた日は対象外
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円／月 (6円) 【9円】	イ 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出して活用している。 ロ 褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、各職種の者が共同して褥瘡ケア計画を作成していること。 ハ 入所者等ごとの状態について定期的に記録していること。
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円／月 (26円) 【39円】	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている。 褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がないこと。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50円／月 (100円) 【150円】	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること。

再入所時栄養連携加算	400円／回 (800円) 【1,200円】	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入等、入院前とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に入院先の医療機関栄養食事指導に同席し当該医療機関の管理栄養士等と連携し栄養ケア計画を作成した場合。	
認知症専門ケア加算	3円／日 (6円) 【9円】	厚生労働大臣が定める基準に適しており、認知症介護に関する専門研修を終了した者が法が定める数の職員を配置している場合。	
配置医師緊急時対応加算	650円／回 (1,300円) 【1,950円】	※早朝・夜間	複数名の配置医師を置き、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応出来る体制を確保し早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入居者様の診療を行った場合。
	1,300円／回 (2,600円) 【3,900円】	※深 夜	
看取り介護加算（Ⅰ）	144円／日 (288円) 【432円】	死亡日30日前～4日前	厚生労働大臣が定める基準に適しており施設内で看取り介護を行った場合。
	680円／日 (1,360円) 【2,040円】	死亡日前々日～前日	
	1,280円／日 (2,560円) 【3,840円】	死 亡 日	
看取り介護加算（Ⅱ）	144円／日 (288円) 【432円】	死亡日30日前～4日前	厚生労働大臣が定める基準に適しており施設内で看取り介護を行った場合で、複数名の配置医師を置いており、施設の求めに応じて24時間対応できる体制等を確保している場合。
	780円／日 (1,560円) 【2,340円】	死亡日前々日～前日	
	1,580円／日 (3,160円) 【4,740円】	死 亡 日	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬1割(2割) 【3割】 負担分の 14.0%	介護職員処遇改善計画書の作成等、厚生労働大臣が定める要件に適合している場合に、決められた割合に基づき算出した額が加算されます。	
退所時情報提供加算	250単位/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に入所者等1人につき1回に限り算定する。	
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100単位/月	生労働省が定める基準に適しており施設内で取り組みデータの提供を行った場合	
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月	生労働省が定める基準に適しており施設内で取り組みデータの提供を行った場合	

(4) 利用者の選定により提供するもの

内容	利用料・手数料等
出張理容	利用した理容室（美容室）の定めた額
日常生活品の購入代行	購入依頼のあった品物を購入するのに要した実費
金銭管理等手数料	月額1,000円
感染症等の予防ワクチン又は 予防薬等	実 費

(5) 利用料の支払方法

利用料につきましては、当該月の利用分を末日で締め、翌月の10日に請求書を送付いたしますので、送付月の25日に、原則下記の金融機関口座からの利用料引き落としによりお支払い頂きます。

利用料引き落とし金融機関	①北見信金 ②網走信金 ③津別町農協本所 ④ゆうちょ銀行
--------------	--

10苦情申立

相談窓口担当	生活相談員
ご利用日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
ご利用時間	8：45～17：15
ご利用方法	電話の場合は 0152-76-3205 面接は随時承ります

その他 北海道国民健康保険団体連合会 電話 011-231-5161
津別町役場 保健福祉課介護福祉グループ介護保険担当 電話 0152-76-2151
での相談も可能です。

11協力医療機関

名称	丸玉産業（株）津別病院
病院長	日下 貴文
所在地	津別町字幸町61番地
診療科目	外科・内科・歯科
入院設備	ベッド数 60床
救急指定	あり
協力内容	入所者の病状に急変のあった場合には、密接な連携のもと迅速に対応します。

12非常災害時対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームいちいの園防災計画」により対応します。
近隣協力関係	共和第3自治会と非常時の応援を約束しています。
避難訓練等	別途定める「特別養護老人ホームいちいの園消防計画」により、年2回、夜間及び日中を想定した避難訓練を実施します。
消防計画等	消防署への届出日 令和3年 4月1日 防火管理者 施設長 谷口 則幸

13施設ご利用の際の留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員にお知らせ下さい。 面会時間 9:30～16:30（この時間以外の面会は職員玄関をご利用下さい。）
外出・外泊	外出・外泊届に必要事項を記載の上、届出して下さい。 （食事の準備の都合がありますので、なるべく早めにお知らせ下さい。）
受診等	嘱託医の指示により医療機関へ受診する場合は、施設が責任を持ってお世話致しますが、ご家族にも協力をお願いすることもあります。
備品等の取扱い	施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合弁償して頂く事があります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒はお断りします。
迷惑行為等	騒音等他者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の居室に入り込まないで下さい。
所持金品の管理	ご使用になる身の回りの品は、ご自身での管理をお願い致します。 現金等の管理は、自己管理できる方に限らせて頂きます。
宗教活動等	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りさせて頂きます。

14事故発生時の対応

施設介護サービスの提供にあたって、入所者に万が一事故等が発生した場合は、家族又は身元引受人及び津別町・関係機関に連絡を行うとともに、速やかに誠意を持って対処します。
施設介護サービス提供中に、入所者の病状等に急変が生じた場合は、速やかに家族又は身元引受人に連絡し必要な措置を講じます。

15第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1・あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1・あり 2・なし
	2・なし		

16虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、

事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

- ⑤ 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

17業務継続計画の策定

施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、入所者及び職員に対し周知徹底を図るため、定期的に避難、その他必要な訓練等を実施します。

訓練の実施に当たって、関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

18身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に入所者及びその家族等へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。